

- 号（2012年）38頁以下、同「ジオ・ステーションによる地下構造データベースの連携」（www.chika-db.bosai.go.jp/event/110310/pdf/5th_05_ooi.pdf）参照。
- (41) 北田奈緒子「関西圏地盤情報ネットワークの活動と大阪における地質情報の取り組み方」地質ニュース675号（2010年）10頁以下参照。
- (42) 全国地質調査業協会連合会の地質地盤情報の公開に向けての取組について、森研二「地盤情報公開に向けた地質調査業界の対応」地質と調査113号（2007年）1頁、中田文雄「地質地盤情報の公開と全地連の取組み」地質と調査112号（2007年）2頁以下参照。
- (43) 我が国における地質地盤情報のデータベースの分散状態については、**日本学術会議地球惑星科学委員会**「地質地盤情報の共有化に向けて—安全・安心な社会構築のための地質地盤情報に関する法整備」参考資料4が詳しい。
- (44) 栗本史雄「地質地盤情報の活用促進と法整備」GSJ地質ニュース4巻4号（2015年）111頁も、地質地盤情報活用推進のための法整備の必要性を指摘する。
- (45) 同県では、地図情報についてはG-XML形式、地盤情報についてはXML形式を採用している。王寺秀介「島根県におけるボーリング公開システムについて」地質ニュース667号（2010年）37頁参照。
- (46) 同県では、民有地の地質地盤情報は、一般公開の対象外とされた。吉村弘樹「神奈川県における地質地盤情報の公開」地質ニュース667号（2010年）29頁参照。
- (47) 岡山地質情報活用協議会について、木村隆行＝今田真治「岡山地質情報活用協議会による岡山地盤情報公開の取り組み」地質ニュース667号（2010年）30頁以下参照。
- (48) 氏家正喜「法律解説 国土交通 地理空間情報活用推進基本法—平成19年5月30日法律第63号」法資320号（2008年）28頁、同「国土空間データ基盤の構築を推進—地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進—地理空間情報活用推進基本法」時法1801号（2008年）23頁参照。
- (49) 杏掛誠「法令解説 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進：事前防災・減災その他迅速な復旧・国際競争力の向上に資する大規模自然災害等に備えた国土全域にわたる強靱な国づくり：強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）平25・12・11公布・施行」時法1952号（2014年）4頁以下参照。
- (50) 中司光紀「法令解説 官民挙げてデータ活用を推進：官民データ活用推進基本法（平成28年法律第108号）平28・12・4公布・施行」時法2024号（2017年）4頁以下、高橋和希「官民データ活用推進基本法の概要と経団連の取組み」経理情報1470号（2017年）32頁以下、今川世詩子「政策課題への一考察（13）『官民データ活用推進基本法』の施行に伴う公共データの活用加速化に向けて」地方財務754号（2017年）210頁以下参照。
- (51) ただし、不開示情報のいずれかに該当する場合であっても、行政機関非識別加工情報等、行政機関情報公開法5条1号の2に掲げる情報を除き、公益上の裁量的開示を行うことができる場合がある（同法7条）。
- (52) 不開示情報のいずれかに該当する場合であっても、公益上の裁量的開示が認められることもある（同法7条）。
- (53) 情報公開法や情報公開条例における「個人に関する情報」に係る不開示情報には、(i) 特定の個人が識別される個人情報を原則不開示としたうえで、その例外を列記する個人識別情報型と(ii) 個人情報のうち一般に他人に知られたくないと考えることが相当と認められるもののみを不開示にするプライバシー情報型がある。宇賀克也・新・情報公開法の逐条解説[第7版]（有斐閣、2016年）72頁

- 以下参照。安威川ダム訴訟で問題になった大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号による改正前のもの）は、プライバシー情報型であったため、同判決は、プライバシー情報該当性を否定する判示をしている（宇賀克也・情報公開法の理論[新版] [有斐閣、2000年] 161頁以下参照）。このように、個人情報がプライバシー情報よりも広範な概念であり、プライバシー情報が個人情報の一部となる場合があると同時に、特定の個人が識別されず個人情報に該当しない場合であっても、プライバシー情報に該当する場合があります。行政機関情報公開法5条1号柱書の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」はこれに当たる。このように、個人情報とプライバシー情報は同義ではなく、前者であっても後者でない場合もあれば、後者であっても前者でない場合もある。
- (54) これらの判決について詳しくは、宇賀克也・ケースブック情報公開法（有斐閣、2002年）13頁以下参照。
- (55) 地理空間情報に係る個人情報保護について、宇賀克也「地理空間情報に係る個人情報保護」加藤一郎先生追悼論文集『変動する日本社会と法』（有斐閣、2011年）391頁以下参照。
- (56) 筆者は、地質情報について公益上の義務的開示が認められるべきという見解を約17年前に宇賀克也「判例で学ぶ情報公開（2）—不動産に関する個人情報」法教236号[2000年]89頁（宇賀・前掲注（54）13頁以下に所収）で示したが、この考えは、今日でも変わっていない。
- (57) サイバーセキュリティ基本法14条は、国は、重要社会基盤事業者におけるサイバーセキュリティに関し、基準の策定、演習および訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとされている。同法は、2016（平成28）年4月15日に改正されているが、改正後の同法について、宇賀克也「サイバーセキュリティ基本法」季報情報公開・個人情報保護62号（2016年）53頁以下、宇賀克也＝三角育夫「サイバーセキュリティ戦略のゆくえ—法改正と今後の課題（対談）」ジュリ1499号（2016年）11頁以下参照。
- (58) 外国の情報公開法でその旨を明記する例について、宇賀・前掲注（53）新・情報公開法の逐条解説[第7版] 115頁参照。また、アメリカの連邦情報公開法である情報自由法について、判例法上、政策情報と事実情報が区別され、後者には、原則として審議過程特権に関する不開示規定は適用されないことについて、宇賀・前掲注（8）252頁以下参照。
- (59) 個人情報保護委員会は、「『個人情報の保護に関する法律』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A」（2017 [平成29] 年2月16日）1（ガイドライン[通則編]）Q2-9において、個人情報の利用目的の変更が認められない例として、当初の利用目的に第三者提供が含まれていない場合において、新たに、個人情報保護法23条2項の規定による個人データの第三者提供を行う場合を挙げている。これは、行政機関個人情報保護法ではなく個人情報保護法についての解釈を示したものであり、また、個人情報保護委員会は、行政機関非識別加工情報を除き行政機関個人情報保護法を所管しているわけではないが、個人情報保護法15条2項の「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」は、2015（平成27）年の改正前の「変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」の「相当の」を削除することにより目的変更の要件を緩和したものであることに鑑みると、「相当の関連性」を要件とする行政機関個人情報保護法3条3項において、第三者提供が全く目的とされていなかった場合に、新たに第三者

- 提供を行うことを目的の変更と解することは、個人情報保護委員会の考え方によれば、認められないと思われる。
- (60) 我が国の個人情報保護法体制の体系については、宇賀克也・個人情報保護法の逐条解説[第5版]（有斐閣、2016年）26頁の図1、同「個人情報保護に関する我が国の制度の概要」現代消費者法35号（2017年）118頁以下参照。
- (61) 組織規範、根拠規範については、宇賀克也・行政法概説Ⅰ[第5版]（有斐閣、2015年）29頁以下、同・行政法[有斐閣、2012年]12頁以下参照。
- (62) 個人情報と個人データの関係については、宇賀・前掲注（60）個人情報保護法の逐条解説[第5版] 28頁の図2参照。
- (63) 理論的には、閣議決定に明白な瑕疵がある場合には、行政機関はそれに従う義務はないと考えられるが（宇賀克也・行政法概説Ⅲ[第4版]（有斐閣、2015年）61頁参照）、国以外の者が著作権を有する情報を除き、かつ、行政機関情報公開法の不開示情報を対象外とすれば、国の全ての行政機関にその保有する地質地盤情報に係る行政文書の公開を義務付ける閣議決定が違法になることはないといえよう。
- (64) 著作権法18条3項1号による公表権の制限（独立行政法人等情報公開法との関係では同項2号、情報公開条例との関係では同項3号）、著作権法42条の2（行政機関情報公開法等による開示のための利用）による著作権の制限、国立公文書館等または地方公文書館等に移管された文書について著作権法18条3項4号・5号による公表権の制限、同法42条の3第2項による著作権の制限参照。
- (65) 著作権の制限について、著作権法30条～50条参照。
- (66) 環境省総合環境政策局環境影響評価課・環境影響評価図書インターネットによる公表に関する基本的な考え方（2012 [平成24] 年3月）参照。
- (67) 事後調査の報告書の公表も義務付けられている（環境影響評価法38条の3第1項）。
- (68) 諸外国の環境影響評価制度でも縦覧期間を定める規定があることは我が国と共通であるが、縦覧期間経過後に非公開の運用をする国は、一部の発展途上国を除きなく、アメリカ、イギリス、オーストラリア等のウェブサイトでは、膨大な環境アセスメント図書を過去に遡って検索しダウンロード可能なことについて、傘木宏夫「手続き終了後の環境アセス図書の保存と公開について」環境情報科学2944巻4号（2016年）33頁参照。
- (69) 傘木・前掲注（68）29頁は、環境影響評価手続終了後も環境アセスメント図書が保存・公開されることにより、計画当時の設計思想や環境影響への見積もり、住民等の意見やそれに対する説明状況等を後の世代が知る機会が与えられること、環境アセスメント図書には環境測定データや生物調査データ等、地域の環境保全計画の基礎となる貴重な情報が含まれていることを指摘する。また、同「東日本大震災被災3県のアセス図書を読み直す」（2011 [平成23] 年度環境アセスメント学会研究発表要旨集）6頁は、環境影響評価手続終了後のアセス図書を保存し、公開するための世論形成や法令上の根拠を設けることを課題として指摘する。
- (70) 宇賀克也・行政法概説Ⅱ[第5版]（有斐閣、2015年）505頁以下、同・国家補償法（有斐閣、1997年）399頁以下参照。
- (71) 福井秀夫「阪神大震災復興計画の法的課題」都市住宅学10号（1995年）37頁、宇賀・前掲注（70）国家補償法428頁参照。このようなall or nothing 型の補償理論を克服する試みとして、福井・前掲注（71）37頁以下、岩田規久男・土地と住宅の経済学（日本経済新聞社、1977年）が示唆に富む。

- (72) 傘木・前掲注（69）（2011 [平成23] 年度環境アセスメント学会研究発表要旨集）6頁は、環境影響評価においては、災害リスクを評価の対象にはしていないが、事業者による事業概要の説明やそれに対する住民による意見等を通じて、計画時における当該地域における災害に対する考え方がアセス図書に記録され、それらが保存・公開されることで後世の検証に供される可能性があることを指摘する。
- (73) 傘木・前掲注（69）（2011 [平成23] 年度環境アセスメント学会研究発表要旨集）6頁は、災害リスクや放射能リスクを含めたアセスの構築を制度面や実践面で進めていく必要性を指摘する。
- (74) その控訴審の名古屋高判平成27・11・27LEX/DB25447763は、予見可能性も結果可能性もなかったとして、同市の道路管理瑕疵を否定した。同じ事故に起因する別件訴訟において、津地判平成26・3・6LEX/DB25543480は、同市長が当該開発許可をするに当たり、都市計画法33条1項7号に定める「安全上必要な措置」が講ぜられるように設計が定められているか否かを審査すべき職務上の注意義務があり、また、工事完了検査においても、実際に実施された空洞調査および安全対策が十分なものであることを確認すべき職務上の注意義務があったのに、これらを怠った点で過失があると認められ、かかる注意義務違反の結果として、同法の要請する宅地の安全性の水準に達しない開発行為が行われ、本件各陥没事故の発生を招いたとして、同市は国家賠償法1条1項の規定に基づき損害賠償責任を負うと判示した。しかし、その控訴審の名古屋高判平成28・7・28LEX/DB25543480は、予見可能性を否定し、また、開発許可に際し、「申請地の空洞調査を実施し、宅地造成後においても安全が確保出来るよう留意されたい」との条件を付したにとどまったことが裁量権の逸脱ないし違法な権限の不行使であるとも認められないと判示して、同市の損害賠償責任を否定した。
- (75) 静岡県では、地理情報システムと積算システムを連携させているため、発注用位置図を作成する際に、調査箇所の経緯度が自動的に登録され、この位置情報を成果品の確認に当たり利用しており、経緯度情報が未登録の場合には、入札手続を行えない仕組みになっている。
- (76) 本稿は、2017（平成29）年4月27日に開催された**日本学術会議主催の公開シンポジウム**「地質地盤情報の共有化を目指して—安全安心で豊かな社会の構築に向けて」のパネリストとしてプレゼンテーションを行った原稿に加筆したものである。この問題についての考察を深める機会をいただいた関係各位に謝意を表したい。

○目的

近年、東日本大震災における広範囲な液状化現象、昨年11月に福岡市において発生した地下鉄延伸工事に伴う道路陥没事故を始め、ライフラインの老朽化等に起因する道路陥没、地下水変動の把握や地下街の老朽化、液状化に至るまで地下空間に関する事故・事案が顕在化している。

このような状況下において、今後地下空間の利活用が進んでいく中、道路、鉄道等の社会資本の整備や、上下水道等のライフラインの整備、維持管理等、地下空間の利活用に関する安全技術の確立に向け、幅広く検討するため小委員会を設置。

○スケジュール

第1回（平成29年2月6日開催）

→地下空間に関する事案例について意見交換、および今後の論点の確認

第2回（平成29年4月14日開催）

→各論点に関する関係機関へのヒアリング

第3回（平成29年5月26日開催）

→とりまとめに向けた論点の確認

第4回（平成29年7月4日開催）

○委員

秋葉 正一

（日本大学生産工学部 教授）

家田 仁

（政策研究大学院大学 教授）

大西 有三

（関西大学環境都市工学部 客員教授）

大森 文彦

（東洋大学法学部 教授）

桑野 玲子

（東京大学生産技術研究所 教授）

小長井 一男

（横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授）

小山 幸則

（立命館大学総合科学技術研究機構 客員教授）

徳永 朋祥

（東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授）

西村 和夫

（首都大学東京 理事・学長特任補佐
都市環境学部 教授）

花木 啓祐

（東洋大学情報連携学部 教授）

村木 美貴

（千葉大学大学院工学研究科 教授）

（○：委員長）（五十音順、敬称略）

答申：論点及び現状と課題

【論 点】

○地下工事の安全技術の確立

- ・官民が所有する地盤及び地下水等に関する情報の共有化
- ・計画・設計・施工・維持管理の各段階における地盤リスクアセスメント



←福岡市地下鉄七隈線延伸工事現場での道路陥没

陥没の大きさ
幅 約27m × 長さ 約30m × 深さ 約15m

○ライフライン等の埋設工事における安全対策

- ・地下埋設物の正確な位置の把握と共有化



工事に伴う埋設物の損傷事故

○地下空間における適切な維持管理への誘導・連携

- ・ライフライン・地下街等の管理者において、老朽化に伴う亀裂・破損状況等の把握と対策の実施、関係者間の連携



←上下水道等の老朽化に伴う道路陥没

○地下空間に関わる諸課題への対応

- ・地下工事の安全対策、液状化対策等の地下空間の安全に係る技術開発

【現状と課題】

- 国土交通省直轄事業や一部の地方公共団体事業では、地盤情報のデータベースが存在し、公開している事例が存在
- ライフライン工事や民間工事については、収集・共有・公開に関するルールがなく、民間工事においては他の工事にほとんど利活用されていない
- 地質調査業務における技術者の資格要件の設置が不十分な場合もあり、地盤情報の品質確保が課題
- 地盤リスクアセスメントの技術的手法が未確立
- 地下埋設物の位置情報が、必ずしも正確でないため、地下埋設物を損傷する事故が多く発生
- 地下埋設物の工事期間調整等の取組徹底が必要
- 老朽化による陥没事故が多く発生しているが、インフラ施設等の維持管理に関するデータベースがなく、各施設管理者間の連携による効率的・効果的な老朽化対策は難しい
- 「事故等から得られる知見を収集・活用する仕組みが必要である」との指摘
- 液状化予測等、地盤情報を用いた技術開発が期待

平成30年4月27日
大臣官房技術調査課

地盤情報を収集するデータベースの運営主体を決定しました

国土交通省は、官民が所有する地盤情報の共有化に向けて、「国土地盤情報データベース」の運営主体を決定しました。

国土交通省では、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会の「地下空間の利活用に関する安全技術の確立について」の答申（平成29年9月付）において、官民が所有する地盤情報を共有化し、収集した情報のプラットフォームを構築することとして、今後の方向性を示しました。

答申に基づき、公共工事等において得られた地盤情報の収集・利活用を行うことを目的とした、「国土地盤情報データベース」の運営主体の公募を実施した結果、「一般財団法人国土地盤情報センター」を運営主体として決定しました。

今後は、積算の方法を示した後、順次、各地方整備局等と運営主体との間で協定を締結し、同データベースの運用を開始していきます。

参考資料 国土地盤情報データベース運営イメージ

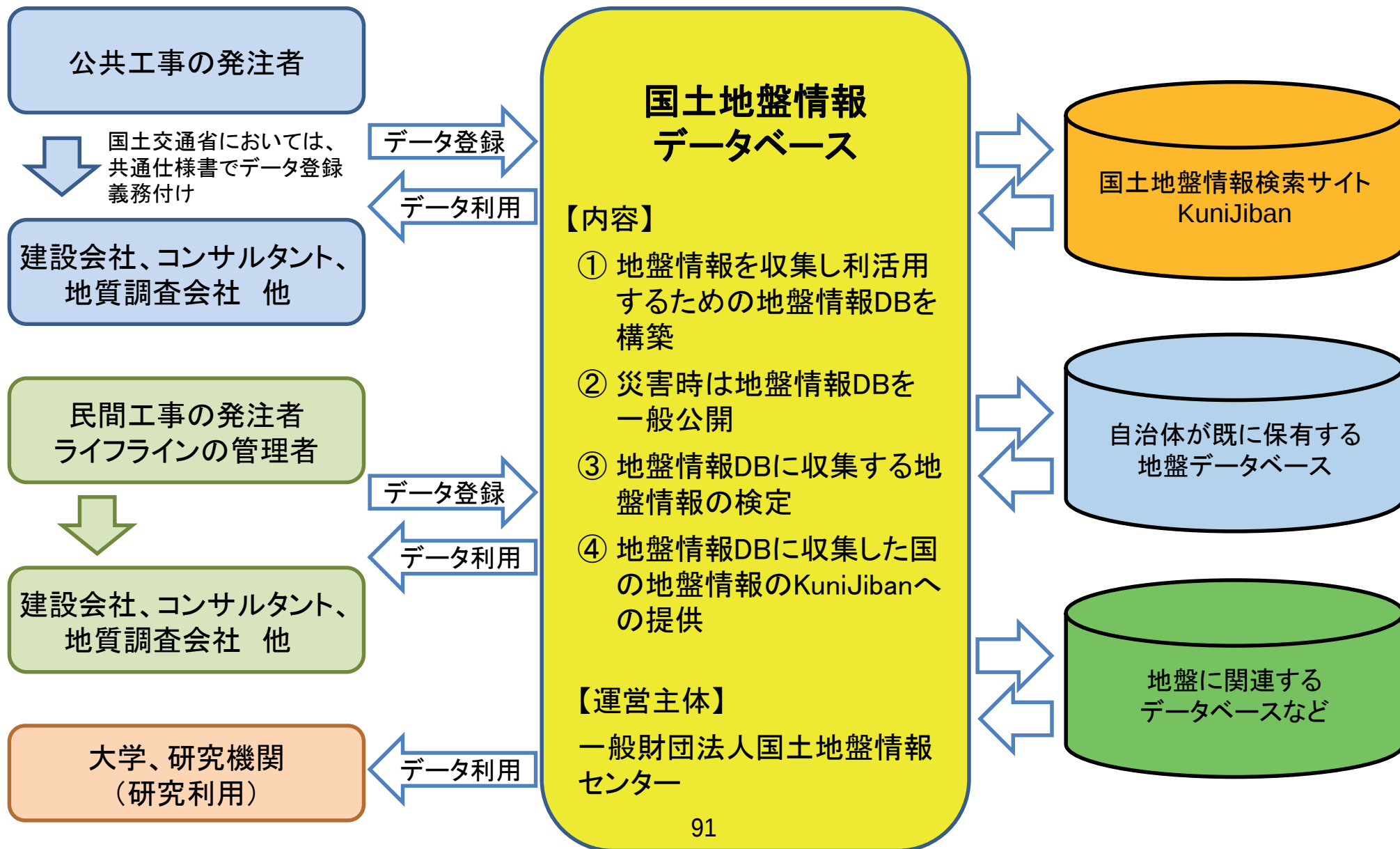
<問い合わせ先>

○国土交通省大臣官房技術調査課 技術開発官 岡野 大志（内線 22344）

係長 石川 誉大（内線 22348）

代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8125、FAX：03-5253-1536

(参考資料) 国土地盤情報データベース 運営イメージ



日刊建設工業新聞 平成 30 年 1 月 18 日

全地連／18 年春に「国土地盤情報センター」設立／地盤データの利活用促進へ [2018 年 1 月 18 日 2 面]

全国地質調査業協会連合会（全地連、成田賢会長）は、今春までに「一般財団法人国土地盤情報センター」を設立する。16 日の理事会で承認した。同センターは、地盤情報の公開と効率的な活用を促進することを目的に、全地連の会員企業らが中心となり、データプラットフォームの構築や運営などを進める。

地盤情報の公開と有効活用について、全地連は過去 30 年にわたって検討・実施してきた。データフォーマットの統一化と普及活動、地盤情報の電子化、パソコン版地盤データベースシステムの開発、総務省の地盤情報の提供に関する実証実験などを実施。国が推進する生産性向上策「i-Construction」の取り組みの一つとして、建設生産過程で C I M（コンストラクション・インフォメーション・モデリング）など先端技術・システムの利活用が進む中で、地盤情報を広く提供する組織が必要と判断し、地盤情報センターの設立を決めた。

同センターの会員は全地連の会員を中心に構成。今後は、▽地盤情報のデータプラットフォームの構築と運営▽Web をベースとした地理空間情報の共有と利用を実現し、各業務を支援する統合プラットフォーム「WEB-GIS」による情報提供機能の開発と供用

▽品質確保策の検討と実施▽地盤情報の二次利用の機能追加と供用▽地質リスクマネジメントとの連携▽産学官への協力依頼▽関連委員会（民間ボーリング情報公開検討会など）の設置と課題の検討▽地盤データの利活用の具体的な事例紹介▽関連ソフトなどの研究開発－などを展開する。

16日に都内で開いた全地連の新春賀詞交歓会で、成田会長は「地盤リスクの把握など、国は地盤に関する情報の提供の大切さを認めている。CIMの推進にも地質情報はなくてはならないものだ。全地連会員が一丸となり、有効な地盤情報を提供する地盤情報センターを設立する」と述べた。

